

庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程

平成2年6月30日

佐賀県告示第444号

改正 平成8年2月1日告示第63号

平成8年3月29日告示第209号

平成12年3月29日告示第189号

平成14年7月26日告示第335号

平成22年3月30日告示第140号

平成24年2月6日告示第30号

平成24年10月1日告示第256号

令和2年10月30日告示第276号

令和3年6月4日告示第168号

〔庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加者の資格に関する規程〕を次のように定める。

庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程

(平8告示63・改称)

庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加することのできる者の資格等に関する規程(昭和52年佐賀県告示第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」とい

う。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、庁舎、工作物、重要美術品その他重要な物件(以下「庁舎等」という。)の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に参加することのできる者の資格(以下「入札参加資格」という。)の審査の申請の時期及び方法その他入札参加資格に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の維持管理業務とは、次に掲げる業務をいう。

(1) 警備業務

- (2) 清掃業務
- (3) 消防用設備等点検整備業務
- (4) 建築設備運転・監視業務
- (5) 暖房運転業務
- (6) 冷房運転業務

(平8告示63・一部改正)

(定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人にあっては、役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者
  - イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者
  - ウ 個人にあっては、その者及び営業所を代表する者
- (3) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(平22告示140・追加)

(入札参加資格審査申請書の提出)

第2条 入札参加資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、令和2年を初年とする同年以後の3年ごとの各年の11月1日から同月30日までの間（以下「定期受付期間」という。）に、知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を受けることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの
- (2) 第7条の規定により入札参加資格を取り消された者で、その取消しの日から2年を経過しないもの

- (3) 当該契約の履行に関し官公署の許可、認可等（以下「許可等」という。）を要する場合において、許可等を得ていない者
  - (4) 申請書を提出する日（以下「審査基準日」という。）現在において、営業を開始した日から2年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業を再開した日から2年を経過しないもの
  - (5) 暴力団
  - (6) 役員等が、次のいずれかに該当する者
    - ア 暴力団員
    - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与え  
る目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
    - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的  
又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - (7) 前号アからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
- 2 前項本文の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、定期受付期間以外  
の期間に申請書を提出することができる。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に認  
めた場合は、当該書類を省略することができる。
- (1) 営業概要書（様式第2号）
  - (2) 誓約書（様式第3号）
  - (3) 法人にあっては、登記事項証明書
  - (4) 第1項第1号に該当しないことを証する書類（個人の場合に限る。）
  - (5) 審査基準日の属する年の前年（法人にあっては、審査基準日の属する営業年度  
の直前の営業年度。以下同じ。）の決算に係る貸借対照表及び損益計算書
  - (6) 県税の未納の額がないことを証する書類並びに税務署長が発行する納税証明書  
その3の2及びその3の3
  - (7) 許可等を必要とする場合にあっては、許可等を得たことを証する書類

(8) 法人がその支店その他の営業所(第4条第1項第2号において「支店等」という。)に入札の権限を委任する場合にあっては、当該委任状

(平8告示63・平12告示189・平14告示335・平22告示140・平24告示30・平24告示256・令2告示276・令3告示168・一部改正)

(入札参加資格の審査及び審査結果の通知)

第3条 知事は、前条第1項の規定により申請書が提出されたときは、別に定める審査要領に基づき、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

(1) 経営の状況

ア 営業実績

審査基準日の属する年の前2年(法人にあっては、審査基準日の属する営業年度の前2営業年度)における営業の実績

イ 営業年数

営業開始日から審査基準日の前日までの営業年数

ウ 経営比率

審査基準日の属する年の前年の決算に係る流動比率、自己資本比率及び利益率

(2) 経営の規模

ア 自己資本額

審査基準日の属する年の前年の決算に係る自己資本の額

イ 従業員数

審査基準日における従業員の数

ウ 設備の設置状況

審査基準日における機械器具の台数その他設備の設置状況

エ 従業員の有資格者数

有資格者を必要とする営業を行う場合にあっては、審査基準日における有資格者の数

2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、実態調査を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、知事は、前条第1項第5号から第7号までに掲げる

者に該当するかどうかについて、警察本部長の意見を聴くものとする。

- 4 知事は、前3項の規定により入札参加資格の審査を行い、その有無を決定したときは、その旨を入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（平8告示63・平22告示140・令2告示276・令3告示168・一部改正）

（入札参加資格申請事項の変更等の届出）

第4条 前条第4項の規定により入札参加資格を有するものと決定された者（次条第1項の規定により地位の承継の承認を受けた者（以下「地位承継人」という。）を含む。以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、入札参加資格者申請事項変更等届出書（様式第5号。以下「変更等届出書」という。）により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地若しくは代表者の氏名）又は商号若しくは名称に変更があったとき。
- (2) 法人が支店等に入札の権限を委任している場合であって、当該支店等の所在地若しくは商号、名称若しくは代表者の氏名又は委任状の内容を変更したとき。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第7条第1項の規定による認定証の有効期間の更新を受けたとき。
- (4) 入札参加資格の決定に係る業務を休止し、又は廃止したとき。

2 前項の場合において、届出事項が氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の変更であるときは、届出者は、変更等届出書に誓約書を添付しなければならない。この場合においては、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の場合において、入札参加資格者の死亡、破産、解散又は合併により入札参加資格の決定に係る業務を廃止したときは、同項の規定による届出は、その相続人、破産管財人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人が行わなければならない。

（平22告示140・令2告示276・令3告示168・一部改正）

（入札参加資格の承継）

第5条 入札参加資格者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格者の地位を承継しようとするときは、入札参加資格承継承認申請書（様式第6号）を知事に提出

し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により入札参加資格承継承認申請書が提出されたときは、承認するかどうかを決定し、その結果を入札参加資格承継審査結果通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（令3告示168・一部改正）

（入札参加資格の有効期間）

第6条 入札参加資格の有効期間は、定期受付期間に申請した有資格者については第3条第4項の規定による通知の日の属する年の4月1日からその3年後の年の3月31日までとし、定期受付期間以外の期間に申請した有資格者については第3条第4項の規定による通知の日の属する月の翌月の1日からその直後の定期受付期間の属する年度の3月31日までとする。ただし、地位承継人に係る入札参加資格の有効期間は、前入札参加資格者に係る入札参加資格の有効期間の残期間とする。

（平8告示63・令2告示276・一部改正）

（入札参加資格の取消し）

第7条 知事は、入札参加資格者が第2条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当すると認めるときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

- 2 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

(1) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載があったとき。

（平22告示140・一部改正）

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、入札参加資格に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（平成2年度における審査基準日等の特例）

- 2 平成2年度における第1条第2項第4号から第6号までに掲げる業務に係る第2

条第1項及び第6条の規定の適用については、第2条第1項中「11月1日から同月30日まで」とあるのは「平成2年7月2日から同月31日まで」と、同項第6号中「申請書を提出しようとする年の10月1日」とあるのは「平成2年4月1日」と、第6条中「通知の日の属する年の4月1日からその翌々年（中間審査については、翌年）の3月31日まで」とあるのは「通知の日から平成3年3月31日まで」とする。

（経過措置）

- 3 この告示の施行前に改正前の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加することのできる者の資格等に関する規程第5条に規定する入札参加資格者は、改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加者の資格に関する規程（以下「新規程」という。）第4条第1項に規定する入札参加資格者とみなす。ただし、入札参加資格の有効期間については、新規程第6条の規定にかかわらず、この告示の施行の日から平成3年3月31日までとする。

附 則（平成8年告示第63号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加者の資格に関する規程第4条第1項に規定する入札参加資格者である者は、この告示による改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程第4条第1項に規定する入札参加資格者とみなす。

附 則（平成8年告示第209号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年告示第189号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第335号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年告示第140号）

( 施行期日 )

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程 ( 以下「改正前の規程」という。 ) 第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格者である者は、この告示による改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程 ( 以下「改正後の規程」という。 ) 第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格者とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の規程の規定により提出されている入札参加資格審査申請書は、改正後の規程の規定により提出された入札参加資格審査申請書とみなす。

附 則 ( 平成24年告示第30号 )

( 施行期日 )

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程の規定により提出されている入札参加資格審査申請書は、この告示による改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程の規定により提出された入札参加資格審査申請書とみなす。

附 則 ( 平成24年告示第256号 )

( 施行期日 )

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この告示による改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に行われる入札参加資格の申請等について適用し、同日前に行われた入



札参加資格の申請等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年告示第276号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に行われる入札参加資格の申請等について適用し、同日前に行われた入札参加資格の申請等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第168号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に行われる入札参加資格の申請等について適用し、同日前に行われた入札参加資格の申請等については、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

入札参加資格審査申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

商号又は名称

氏名(法人にあっては、代表者氏名)

電話番号

年度から 年度において佐賀県が委託する庁舎等の維持管理業務

警備業務  
清掃業務  
消防用設備等点検整備業務  
建築設備運転・監視業務  
暖房運転業務  
冷房運転業務

に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加すること

ができる者の資格の審査を申請します。

添付書類

- 1 営業概要書
- 2 誓約書
- 3 登記事項証明書(法人のみ)
- 4 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないことを証する書類(個人の場合に限る。)
- 5 貸借対照表及び損益計算書
- 6 県税及び国税の未納の額がないことを証する書類
- 7 官公署の許可等を得たことを証する書類
- 8 委任状(委任する場合のみ)

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、入札参加資格の審査のため、及び様式第3号の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

## 営 業 概 要 書

商号又は名称			電 話 ( )					
			作成者氏名					
営 業 種 目			希望地区	※ 全県・( )地区				
県内の事務所 又は営業所	事務所名又は営業所名	所 在 地		電 話				
				( )				
				( )				
経 営 の 状 況	営業実績	前々年又は前々営業年度(ア)	前年又は前営業年度 (イ)	$\frac{(ア)+(イ)}{2}$				
		千円	千円	千円				
営業年数	創 業	営業の停止、休止等の期間		現組織への変更	計			
	年 月	年 月	年 月	年 月	満 年 月			
経 営 の 規 模	従業員数	全 従 業 員 数		人				
		申請業務に従事する従業員数		人				
設 備 の 設 置 状 況	警 備 業 務	台 数	清 掃 業 務	台 数				
	無 線 巡 回 車		床 み が き 機					
	機 械 警 備 の 有 無	(有・無)	自 動 洗 浄 機					
			真 空 掃 除 機					
			じゅうたん自動洗浄機					
			タ ッ カ ー					
	合 計		合 計					
全従業員 の有資格 者数	①電気主任 技術者	②ボイラ ー技士	③冷凍機械 責任者	④危険物 取扱者	⑤建築物環境衛 生管理技術者	⑥消防設 備 士	⑦電気工 事 士	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
取引金融機関								
摘 要								

注 1 「全従業員の有資格者の数」欄は、1人で数種類の資格を有する者の場合は、資格の種類ごとに1人として計上してください。

なお、有資格者については、当該資格を証する書類の写しを添付してください。

2 その他別に定める上記内容を確認することができる書類を添付してください。

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

2について、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 食県的一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に参加することが決定しました場合は、食県における入札の諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。もし、次の事項に該当した場合は、食県の入札参加資格の取消しを受けましても何ら異存ありません。
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に維持管理を粗雑にし、又は維持管理に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 入札等において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 維持管理の実施状況について、県の契約担当職員が行う監督又は検査の実施に当たり、当該職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
  - (6) 前各号のいずれかに該当する事実を行ったため、入札参加資格の取消しを受けた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
  - (7) 申請書等に虚偽の記載があったとき。
- 2 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。また、次の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

佐賀県知事 様

(法人、団体にあつては、事務所所在地)

住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(法人、団体にあつては、代表者名)

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注1 氏名は、本人が自署してください。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができます。

2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付してください。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではありません。

様式第4号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

商号又は名称

氏名(法人にあつては、代表者氏名) 様

佐賀県知事

入札参加資格審査結果通知書

本県の一般競争入札及び指名競争入札に係る入札参加資格審査申請書が提出されましたが、審査の結果

- ※ { 下記のとおり資格があるものと決定しました。  
      { 下記の理由により資格がないものと決定しました。

なお、有効期間経過後も引き続き入札参加を希望される場合は、 年 月 日から 年 月 日までの間に、再度入札参加資格審査申請書を提出してください。

また、氏名、名称、住所等に変更があったときは、速やかに、入札参加資格者申請事項変更等届出書を提出してください。

記

- 1 入札参加資格者名簿登録番号 第 号
- 2 入札参加資格者名簿登録年月日 年 月 日
- 3 入札参加資格の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 入札参加資格を有する業務の種類
- 5 資格がないものと決定した理由

## 入札参加資格者申請事項変更等届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

登録番号 第 号

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

商号又は名称

氏名(法人にあっては、代表者氏名)

下記のとおり申請事項を変更(休止・廃止)しましたのでお届けします。

記号	届出事項	添付書類	変更(休止・廃止) 年月日
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)の変更	登記事項証明書等	
	商号又は名称の変更	登記事項証明書	
	氏名(法人にあっては、代表者氏名)の変更	登記事項証明書・身元証明書等(個人の場合)・誓約書等	
	代理人に関する事項の変更	委任状	
	警備業の認定証の更新	更新後の認定証の写し・公安委員会への届出書の写し(県外業者の場合)	
	休止		
	廃止		

注 1 届出事項のうち該当するものの記号欄に○印を付けてください。

注 2 申請の際、自署により押印を省略している場合にあっては、使用印鑑届の添付は不要です。

## 変更の内容

変更前	変更後	備考

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、入札参加資格の審査のため、及び様式第3号の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

様式第6号(第5条関係)

入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

商号又は名称

氏名(法人にあっては、代表者氏名)

電話番号

下記入札参加資格者の地位を承継したいので、庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程第5条第1項の規定により申請します。

記

1 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

2 商号又は名称

3 氏名(法人にあっては、代表者氏名)

4 入札参加資格者 第 号  
名簿登録番号

5 入札参加資格者 年 月 日  
名簿登録年月日

6 入札参加資格を有

する業務の種類

(添付書類)

- (1) 一般承継があったことを証する書類
- (2) 申請者に係る営業概要書
- (3) 申請者の誓約書
- (4) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないことを証する書類(個人の場合に限る。)
- (5) 申請者に係る貸借対照表及び損益計算書
- (6) 申請者が官公署の許可等を受けたことを証する書類

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、入札参加資格の審査のため、及び様式第3号の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。



様式第7号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

商号又は名称

氏名(法人にあつては、代表者氏名)

佐賀県知事

入札参加資格承継審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加資格者の地位の承継については、

※ { 下記のとおり承認したので通知します。  
下記の原因により不承認としたので通知します。

記

1 入札参加資格を有する

業 務 の 種 類

2 承認年月日

年 月 日

3 不承認の理由